

伊佐市農業委員会第3回総会議事録

1. 開催日時 平成27年6月19日(木) 午前8時58分から10時9分

2. 開催場所 菱刈庁舎 3階中会議室

3. 出席委員 (19人)

会 長 21番委員

委 員	1番委員	2番委員
	3番委員	4番委員
	5番委員	6番委員
	8番委員	9番委員
	10番委員	11番委員
	12番委員	13番委員
	14番委員	15番委員
	16番委員	17番委員
	18番委員	19番委員

4. 欠席委員 (1人)

欠席者 20番委員

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

15番委員 16番委員

第2 第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について

第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について

第3号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について

第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について

第5号「非農地証明願」について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長
農地振興係書記

農地振興係長
農地振興係書記

【開始時間 午前8時58分】

事務局 長 只今より、平成27年度第3回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。一同礼。

議長 皆さんおはようございます。
本日は、20番委員から検査入院のためという理由で欠席届が提出されております。
欠席者1名です。出席者は19名で、総会は成立します。
議事録署名者を、私の方から指名させていただきます。
15番委員と16番委員にお願いします。

————— 諸般報告 —————

議長 事務局より、諸般の報告をお願いします。

事務局 報告 農地法第18条第6項の規定による通知につきましてご報告いたします。
資料の1～5ページになります。
農業経営基盤強化促進法による利用権の合意解約が15件、ありましたのでご報告致します。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん質問はございませんか。

(なしという声あり。)

なしということですので、議案の審議に入ります。

————— 議案第1号 —————

議長 議案第1号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定について提案します。
事務局の報告を求めます。

事務局 議案第1号、「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定のうち所有権移転について説明いたします。
6ページをお開きください。
整理番号1番につきまして譲渡人は公益財団法人鹿児島県地域振興

公社です。譲受人は、伊佐市大口山野にお住まいのS E氏で年齢は40歳、自治会は井立田で、経営面積は169,031㎡です。土地の所在地は、伊佐市大口小木原字高山2236-1で、地目は田、面積は1046㎡です。本件は県地域振興公社が行う農地保有合理化事業を活用されるものです。

続きまして、利用権設定について、ご説明いたします。

15-1ページの総括表をお開きください。期間は、1年から10年で面積は田58,652㎡、畑12,912㎡の合計71,564㎡

利用権の設定をする者の数32人、設定を受ける者の数20人です。

土地の明細につきましては、7ページから15ページの整理番号1番から32番のとおりです。

皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

議 長

報告が終わりました。

委員の皆さんご意見、質疑はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

16番委員

はい。

議 長

はい、どうぞ。16番委員。

16番委員

ページ10ページ。15番の経営面積について、この面積はどうなっていますか？

事 務 局

利用権設定の場合についての賃貸借の面積要件というのは、農地法上の面積とは違いまして制限はありません。

16番委員

分かりました。

議 長

他に何かありませんか？

(「なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということでございますので、議案第1号は、事務局の報告のとおり決定しました。

————— 議案第2号 —————

議	長	<p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定について提案します。</p> <p>整理番号1番について担当委員の調査報告を求めます。</p> <p>1番委員をお願いします。</p>
1番委員		<p>議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に係る決定について、整理番号1番を1番がご報告いたします。調査日は、去る6月11日です。</p> <p>渡人、住まいは伊佐市菱刈前目、氏名TT氏64歳です。受人の住所は伊佐市菱刈川北です。受人はKGさんです。35歳農業、自治会は築地下です。申請地の所在地は伊佐市菱刈前日本町357-2です。地目は田、現況も田、苗床がしてありました。面積は1657㎡です。立会人はKGさんでした。今まではYY氏で本町にお住まいの方が苗床されております。受人の経営面積は167,087㎡です。農作業従事者は4名です。申請地の位置はJA菱刈カントリーより東へ約100mのところにあります。東も田、西も田、南は農道です。北も田んぼです。通作距離は築地より7・8分でございます。受人のKさんは規模拡大との理由です。権利関係は所有権移転売買です。農機具は全て完備しております。決定点といたしまして、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるので、許可相当かと思われます。</p> <p>添付書類は、3条許可申請書、全部事項証明書、図面など揃っております。</p> <p>委員の皆様のご審議をよろしく願いいたしまして、わたくしの報告を終わります。</p>
議	長	<p>委員の皆さんご意見、質疑はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議	長	<p>なしということですので、お諮りいたします。</p> <p>整理番号1番について、1番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議	長	<p>全員挙手。</p> <p>よって、整理番号1番は許可が決定しました。</p>

議 長	<p>整理番号2番について、担当委員の調査報告を求めます。 3番委員お願いします。</p>
3 番 委 員	<p>議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号2番につきまして、去る6月11日に、申請人NH氏立会いもと現地調査を行いましたので3番が報告いたします。</p> <p>申請人のNHさん伊佐市大口鳥巢に居住され、自治会は鳥巢下で年齢は51歳であります。</p> <p>譲渡人、SHさんは大阪市住之江区南加賀屋に居住され年齢は67歳であります。申請地は伊佐市大口里字中古川926-3で地目、田で地積は1,222㎡で売買であります。受人の経営面積は4,200㎡で取得可能な面積であります。現地は、スーパータイヨー店の西側200mぐらいに位置し、東側農道、南、西、北側田んぼであります。今までNさんが耕作されていてよく管理された圃場整備のされたところで今回、相手方の要望のより経営拡大ということで売買であります。農業従事者は2名で、経営意欲はあり、農機具等はトラクター・田植え機を等所有されております。以上のような理由により当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思います。添付資料として全部事項証明書、字図等が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして、わたくしの報告を終わります。</p>
議 長	<p>3番委員の調査報告が終わりました。 委員の皆さんご意見、質疑はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議 長	<p>なしということですので、お諮りいたします。 3番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。 よって、整理番号2番は許可が決定しました。</p>
議 長	<p>整理番号3番について、担当委員の調査報告を求めます。 2番委員お願いします。</p>
2 番 委 員	<p>議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整</p>

理番号3番について、去る6月17日に現地調査を行いましたので2番が報告いたします。

申請人、KRさんは伊佐市大口山野に居住され、自治会は石井、年齢は34歳です。

渡人、TFさんは伊佐市大口鳥巢に居住され、自治会は鳥巢下、年齢は65歳であります。申請地は伊佐市大口大島字北榎水流1432-2外2筆、地目は田、地積は合計807㎡で所有権移転売買であります。受人の経営面積は122,454㎡で取得可能面積であります。

農業従事者は4名で、通作距離は申請人自宅より9kmほどありますが、申請人の実家に隣接しており今まで申請人が耕作管理していたということで現況は良く管理された農地であります。経営意欲はあり農機具などは全て完備してあります。以上のような理由により、当申請は農地法第3条2項の各号に該当しないと思われるので許可相当と思われれます。添付書類として全部事項証明書、航空写真が添付されております。委員の皆さん方のご審議方をよろしくお願いしまして私の報告を終わります。

議 長

2番委員の調査報告が終わりました。
委員の皆さんご意見、質疑はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということですので、お諮りいたします。
2番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員挙手。
よって、整理番号3番は許可が決定しました。

議 長

整理番号4番について担当委員の調査報告を求めます。
12番委員お願いします。

12番委員

議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号4番について、去る6月15日に現地調査を行いましたので、12番が報告をします。申請人、NMさんは、伊佐市菱刈前目に居住され自治会は前目麓で年齢は59歳です。渡人、HKさんは、伊佐市菱刈前目に居住され自治会は本町で年齢は75歳です。申請地は伊佐市菱刈前

目字前白坂4561-1で地目は畑、地積は280㎡、位置は菱刈庁舎より北へ約300mであります。

受人の経営面積は37,455㎡で、取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約500mぐらいで、現地は良く管理された畑であります。

経営意欲はあり農機具等は完備されております。以上のような理由により当申請は農地法第3条の2項の各号に該当しないと思われまして、許可相当と思われまして。添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いしまして私の報告を終わります。

議長 12番委員の調査報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りします。
12番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号4番は、許可が決定しました。

議長 整理番号5番について、担当委員の調査報告を求めます。
6番委員お願いします。

6番委員 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号5番について、去る6月15日申請人の立会いの中に現地調査を行いましたので6番が報告いたします。

申請人のKYさんは伊佐市大口小木原に居住され自治会は小木原下で、年齢は54歳です。渡人、KSさんは伊佐市大口小木原に居住され自治会は小木原上中で、年齢は83歳です。申請地は伊佐市大口小木原字端山下688-150と同じく688-156で地目は畑で2筆の合計面積2,511㎡で良く管理されている畑でありました。今回、渡し人のKSさんが高齢のため姪の婿であるKさんに売買により所有権移転するものであります。

受人の経営面積は3,973㎡で取得可能面積であります。農作業従事者は2名で通作距離は約1,500mぐらいで、よく管理された耕作

地で、現在飼料イタリアンを耕作してありました。2人とも勤め人ではありますが、経営意欲は十分あり、農機具等は完備されています。

以上のような理由により当申請は農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして私の報告を終わります。

議 長 6番委員の調査報告が終わりました。委員の皆さんご意見質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。
整理番号5番について6番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号5番は、許可が決定しました。

議 長 整理番号6番について、担当委員の調査報告を求めます。
16番委員お願いします。

16番委員 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号6番につきまして、去る15日にMSさん親父でございますが国会のもと調査いたしました。

譲受人、MYさんは伊佐市大口金波田に居住され、年齢は45歳、自治会は金波田下であります。譲渡人、MSさんは同じく金波田で、同じく金波田下の77歳でございます。

申請地は伊佐市大口金波田字土井ノ下768-1と-2、2筆で地目は田で地積は合わせまして4,666㎡であります。親からの受贈であります。受人の経営面積は9,431㎡で取得可能面積であります。農業従事者は3名で通作距離は500m位で現況はすでに田植えが済んでおりました。経営意欲も有り、農機具等も完備されております。以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので適当と思ひます。添付書類といたしましては、全部事項証明書、字図等が添付されております。委員の皆様方のご審議方をお

		願いたしまして、報告を終わります。
議	長	<p>16番委員の調査報告が終わりました。委員の皆さんご意見質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議	長	<p>なしということでございますので、お諮りします。</p> <p>16番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議	長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号6番は、許可が決定しました。</p>
議	長	<p>整理番号7番について担当委員の調査報告を求めます。</p> <p>8番委員お願いします。</p>
8 番 委 員		<p>議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号の7番について、去る2月15日に現地調査いたしましたので、8番が報告いたします。</p> <p>申請人で受人の、FNさん年齢は66歳、伊佐市大口原田に居住、自治会は西原です。譲渡人のFKさん年齢62歳、伊佐市大口原田に居住、自治会は同じく西原です。申請地は伊佐市大口原田字西原573-66、地目は畑、地積は101㎡であります。法律関係は所有権移転贈与であります。申請地は申請人のFNさん住宅の南側に隣接している土地で、現況は畑、現在は申請人が耕作しております。受人の経営面積は896㎡ありますが、譲渡人のFKさんと前回、利用権設定が提携され今回承認されている田2筆合計面積の3,248㎡があることから取得可能面積であると思われま。現在申請人の住宅に隣接していることから、小菜園として野菜など栽培されております。農機具等は譲渡人と兄弟でありまた、住宅も隣同士ということもあり、共同で使用されております。</p> <p>以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないものと思われま。許可相当と思われま。</p> <p>添付書類として、全部事項証明書、営農計画書などが添付されております。</p> <p>皆様方のご審議方よろしく願いたしまして。私の報告を終わります。</p>

		す。
議	長	8番委員の調査報告が終わりました。委員の皆さんご意見質問はございませんか。
		(「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りします。 8番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
		(全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号7番は、許可が決定しました。
議	長	整理番号8番について担当委員の調査報告を求めます。 3番委員お願いします。
3	番 委 員	議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に係る決定について整理番号8番につきまして、去る6月11日に申請人YK氏立会いのもと現地調査を行いましたので、3番が報告いたします。申請人YKさんは、伊佐市大口里にお住まいで、自治会は戸切で64歳であります。譲渡人はKRさん、伊佐市大口里に居住され67歳でございます。現地は伊佐市大口里字羽祢田島2331-1、地目、田、面積2,137㎡であります。相手方の要望によりYさんの経営拡大という理由の売買であります。 所在地は、大口高校の北側約500mくらいの所で、南側農道を挟み東、西、北側は田んぼであります。よく管理された田んぼで今までは地主さんの方で耕作されていたようでございます。現在の耕作面積も10,290㎡と、取得可能面積であります。耕作意欲はあり、農機具等は全て揃っております。添付資料として、全部事項証明書、字図等が添付してあります。 以上のような理由により当申請は農地法第3条2項の各号に該当しないものと思われまして許可相当と思われました。委員の皆様方のご審議方よろしく願いしまして、私の報告を終わります。
議	長	3番委員の調査報告が終わりました。委員の皆さんご意見質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということですので、お諮りします。
3番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号8番は、許可が決定しました。

議 長 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に係る決定について申請件数8件について8件の許可が決定しました。

————— 議案第3号 —————

議 長 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について提案します。

議 長 整理番号1番について担当委員の調査報告を求めます。
2番委員お願いします。

2番委員 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定についてのうち整理番号1番について2番が調査の結果を報告いたします。

去る6月15日、6番委員、9番委員、私2番委員の3名で行政書士のT氏立会いのもと共同調査をいたしました。申請人SYさんは伊佐市大口山野に居住され、仕事は農業、年齢は65歳で自治会は井立田であります。申請地の所在地は伊佐市大口山野字新開1564-1で地目は田1,357㎡です。農地区分は第一種農地で集団性のある農地となっており、転用目的は育苗ハウス及び農機具倉庫であります。申請地の所在地は、夢さくら館から西へ2kmほどに位置しており、東側は田、西側は宅地、南側は田、北側は道路であります。転用目的は育苗ハウス及び農機具倉庫となっておりますが、隣接農地については全て申請人の農地であり、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われます。添付書類として、全部事項証明書、位置図、航空写真、平面図、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、資金証明書、転用に関する誓約書、委任状が提出されております。調査の結

果、この申請については、3名の調査員の意見において適切であると判断しましたが、委員の皆様方の審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議 長 2番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。
2番委員の調査報告のとおり、意見の決定並びに許可及び諮問決定に賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号1番は、2番委員の調査報告のとおり意見の決定並びに許可及び諮問が決定しました。

議 長 議案第3号について、申請件数1件、意見の決定並びに許可及び諮問1件が決定しました。

————— 議案第4号 —————

議 長 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について提案します。

議 長 整理番号1番について担当委員の調査報告を求めます。
1番委員お願いします。

1 番 委 員 議案第4号農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定の整理番号1番を報告いたします。調査日は去る6月15日、調査員は12番、14番、1番の3名で致しました。渡人の住所伊佐市菱刈荒田、お名前はSE氏です。79歳、自治会は比良です。受人住所鹿児島市常盤、YSさん申請地は伊佐市菱刈荒田字前田1931-9田、782㎡、同じく1931-10、面積は856㎡です。合計1,638㎡となります。転用目的は太陽光発電施設です。所有権移転売買でございます。立会人は鹿児島市薬師、株式会社エネサイトのMTさんが立合われました。申請地は本城小学校より東北に約1,200mぐらいのところ。現況は水田で今年は何もしてありませんでし

た。東は農道西は水田、南は住宅、北側も住宅です。添付書類は、事業計画書、建設面積1638㎡に対して近隣の現況の内容に3mくらい控えて設置するというございました。太陽光枚数は、212枚で63.6kwです。添付書類は、資金計画書、資金調達計画書、汚水処理計画書、意見書、被害防除計画書、被害に対する誓約書、資金証明書、その他太陽光に関する添付書類が全て揃っておりました。3名で協議しましたが、Hさんは後継者はなく東京に2人娘さんがお住まいです。やむを得ないとのことで判断し許可相当と見ました。なお、工事される場合は地元優先で周囲に迷惑のないようお願いしておきました。委員の皆様のご審議をお願いいたしまして私の報告を終わります。

議 長 1番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。
1番委員の調査報告のとおり、意見の決定並びに許可及び諮問決定に賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号1番は、1番委員の調査報告のとおり意見の決定並びに許可及び諮問が決定しました。

議 長 整理番号2番について、担当委員の報告を求めます。
5番委員お願いします。

5 番 委 員 議案第4号農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、整理番号2番につきまして、去る15日会長、16番委員、私5番委員の3人で共同調査をいたしましたので5番が報告いたします。譲受人、FKさんは伊佐市大口川岩瀬に居住し、年齢は84歳で、自治会は川岩瀬であります。譲渡人、IKさんは伊佐市大口川岩瀬に居住し、年齢は87歳で、自治会は川岩瀬であります。本申請は売買による所有権移転で転用目的は山林として利用したいとのことでございます。本申請地は大口川岩瀬字橋口196-1で、地目は田、地積は118㎡であります。農地区分は第2種農地でその他の農地となっております。申請地の所有地は川岩瀬自治館から西の方向へ50mぐらい行った左側の私道沿いにあり、北側が道路、西と南側は用水

路を得て田んぼ、東側山林となっていて、周囲に与える影響はないもの
と思われます。現況は、クヌギが植林されており始末書が添付されてお
ります。添付書類といたしまして、全部事項証明書、位置図、字図、被
害防除計画書、残高証明証、始末書が提出されております。

調査の結果、この申請につきまして3人で協議いたしました結果、や
むを得ないものと判断をいたしました。委員皆様方の審議方をよろしく
お願いいたします。

議 長 5番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。
5番委員の調査報告のとおり、意見の決定並びに許可及び諮問決定に
賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号2番は、意見の決定並びに許可及び諮問が決定しまし
た。

議 長 議案第4号については申請件数2件について、意見決定並びに許可及
び諮問2件が決定しました

議案第5号

議 長 議案第5号非農地証明願について
整理番号1番について担当委員の調査報告を求めます。
15番委員お願いします。

15番委員 議案第5号、非農地証明願のうち整理番号1番につきまして、去る6
月15日、11番委員、14番委員、私15番委員で、共同調査をしま
した。なお、申請人のTTさんに立会いをお願いに行きましたけれども、
本人の都合によりもう今の現況は十分、分かっているので3人の方で調
査をやってくださいということでしたので、3名で調査さしていただ
きしました。申請人は、先ほど申し上げました通りTTさん、伊佐市菱
刈南浦にお住まいで自治会は小川添でございます。申請地は伊佐市菱刈

南浦字中木場437-1、地目は田で2、216㎡でございます。申請理由は労力不足により耕作できなかったということでございました。調査内容でございますが周囲の状況は四方が山に囲まれておりまして、場所は本城の瓜ノ峰集落から小川添集落に抜ける道路のちょうど小川添集落に入り口のところでございます。非農地となった時期は、昭和60年4月1日ごろであると、非農地となった原因は労力不足でもう放置したということでございました。申請地の現況は先ほど申し上げました通り四方も山に囲まれまして農地性を喪失してございました。その結果、農地性は喪失してございまして農地への復旧は容易でないと判断いたしました。この申請については非農地の許可に該当することで結論を出しました。なお、添付書類といたしまして、航空写真、非農地証明願、全部事項証明書が添付されてございました。以上報告を終わりますが、皆様方のご審議をよろしく申し上げます。

議 長 15番委員の報告が終わりました。委員の皆さんご意見質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。

15番委員の調査報告のとおり、非農地として証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。

よって整理番号1番は、報告のとおり非農地として証明が決定しました。

議 長 整理番号2番地について担当委員の調査報告を求めます。

18番委員お願いします。

18番委員 議案第5号非農地証明願のうち整理番号2番について、去る、6月15日NMさん申請人の夫であります立会いのもと8番委員、13番委員、私18番委員の3人による共同調査でございます。申請人は、伊佐市大口青木にお住まいのNMさんです。自治会は上青木中であります。土地の所在地は、伊佐市菱刈市山字柿木畑2213で、地目は畑、面積は589㎡であります。申請地の位置は下市山集落から田中の方に入る、山の中を相当入り込んだところであります。周囲の状況は東側が少し畑として残ってはおりますがあとは山林に囲まれた山の中であり

ました。非農地となった時期、及び理由と致しましては、平成に入ってから周囲の畑地が山林化し、畑地としての耕作を断念せざるを得なかったということで、クヌギを植林してあります。周囲の状況や申請地の状況を見ましたときに、3人の意見として農地への復旧は困難であると判断いたしました。委員の皆様方の審議方よろしく願いしまして報告終わります。

議 長 18番委員の報告が終わりました。委員の皆さんご意見質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。

18番委員の報告のとおり、非農地として証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。

よって整理番号2番は、報告のとおり非農地として証明が決定しました。

議 長 整理番号3番について担当委員の調査報告を求めます。

16番委員お願いします。

16番委員 議案第5号非農地証明願につきまして、去る、15日、会長、5番委員、16番委員、私で共同調査をいたしましたので、報告をいたします。去る15日、申請人TNさん立会いのもと調査いたしました。申請人は、伊佐市菱刈荒田に居住されております。土地の所在地ですが、伊佐市大口宮人字太郎迫1736-213、1736-214、2筆でございまして地目は畑となっておりますが現在は213が宅地、214が雑種地、通路となっております。周囲の状況は全て山林となっております。非農地となった時期は平成2年4月1日となっておりますが、昭和58年7月4日に農業振興地域整備計画変更除外が出されまして、倉庫、資材置き場となっておりますが一部畑が通路となって分筆なされたのですが、登記変更がなされず現在30数年に至っております。そういうことございまして申請地の位置としては伊佐森林組合より西に1kmくらいで、北側は市道、あと山林が東西南となっております。現況、雑種地、宅地全て生コンが打っており、農地に戻すことはもう無理と、ということで完全に農地性は喪失していると判断いたしました。先月の委員会で承認さ

れました非農地証明書事務取扱要綱の第4条第1項第3号により、3人の委員で協議いたしまして問題はないと判断いたしました。添付書類といたしまして、全部事項証明書、航空写真等が添付されております。委員の皆様方の審議方をお願いいたしまして、報告を終わります。

議 長 16番委員の報告が終わりました。委員の皆さんご意見質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。
16番委員の調査報告のとおり、非農地として証明することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号3番は、報告のとおり非農地として証明が決定しました。

議 長 整理番号4番について担当委員の調査報告を求めます。
13番委員お願いします。

13番委員 議案第5号非農地証明願、整理番号4番について、8番委員、18番委員、13番と、申請人のHKさん立会いのもと調査しましたので13番が報告いたします。HKさんは、伊佐市大口篠原に居住され、自治会は篠原です。所在地は、伊佐市大口篠原字榎田1243番地、地目は畑、787㎡です。Hさんが牛を飼い始める平成2年頃、農業用ワラ入れ倉庫がなく、自宅前の畑に立てたとのこと。今回病気のため農業廃止をするために、非農地証明願いを出されました。東は自宅、北と西は山林、南は畑で何ら問題はないと思います。また、行政書士のTさんの委任状も出されております。3人で協議した結果、やむを得ないと判断しました。ご審議方、よろしくようお願いいたしまして終わります。

議 長 13番委員の報告が終わりました。委員の皆さんご意見質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。
13番委員の調査報告のとおり、非農地として証明することに賛成の

		委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号4番は、報告のとおり非農地として証明が決定しました。
議	長	議案第5号非農地証明願いについて、4件の申請で、4件を非農地として証明することが決定しました。
議	長	以上で議案は終了します。 その他、月例報告をお願いします。
事	務	局
		それでは、総会の最後ページの21ページをお開きください。 今月の月例報告ということで、去る15日に現地調査を一斉にさせていただきました。19日今日が第3回農業委員会の総会、それから来週26日が6月定例常任会議員会議ということで、鹿児島市であります。 それから、来月の行事予定です。 13日が現地調査です。それから、17日が第4回農業委員会の総会、それと、24日が7月の定例常任会議員の会議であります。月例報告は以上です。
議	長	皆さん何かないですか。 無かったら終わりにします。
事	務	局
		それでは、平成27年度第3回農業委員会総会を終了します。 姿勢を正して下さい。 一同礼 お疲れ様でした。
		【終了時間 午前10時9分】

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長 会 長

伊佐市農業委員 1 5 番委員

伊佐市農業委員 1 6 番委員